（資本金の額の減少の認可の申請）

第二十二条　法第百五十六条の十二の三第一項の認可を受けようとする金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　減少する前の資本金の額

二　減少する資本金の額

三　資本金の額の減少の内容

四　資本金の額の減少が効力を生ずる日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資本金の額を減少する理由を記載した書面

二　資本金の額の減少の方法を記載した書面

三　株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四　最終の貸借対照表

五　会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六　株券発行会社が株式の併合をする場合にあっては、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（資本金の額の増加の届出）

第二十三条　法第百五十六条の十二の三第二項の規定により届出を行う金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　増加する前の資本金の額

二　増加する資本金の額

三　資本金の額の増加の内容

四　資本金の額の増加が効力を生ずる日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資本金の額の増加の方法を記載した書面

二　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　資本金の額の増加後に想定される貸借対照表

第八条第二項ただし書中「変更認可申請書」を「変更の認可申請書」に改め、同条を第十九条とする。

第七条を第十八条とする。

第六条中「第百五十六条の七第二項第七号」を「第百五十六条の七第二項第八号」に改め、同条第一号中「金融商品債務引受業」の下に「（法第百五十六条の六第一項の業務を行う場合にあっては、金融商品債務引受業等）」を加え、同条第三号中「に係る当該有価証券等清算取次ぎ」を削り、同条第五号中「法第百五十六条の十一に規定する」を削り、同条を第十七条とする。

第五条中「届出書を」の下に「金融庁長官に」を加え、同条第一号中「法第百五十六条の六第二項の規定に基づき承認を受けた」を「廃止した」に改め、同条を第十六条とする。

第四条第一項中「第百五十六条の六第二項」を「第百五十六条の六第二項ただし書」に改め、同条を第十五条とする。

第三条第一項中「この条において」を削り、同条第三項第一号中「申請者」を「免許申請者」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の八条を加える。

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第七条　法第百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関（金融商品取引所である場合を除く。第十八条、第十九条第一項及び第二十五条を除き、以下この章において同じ。）の株式に係る議決権（当該信託業を営む者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。）

二　法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する金融商品取引清算機関の株式に係る議決権

三　金融商品取引清算機関の役員又は従業員が当該金融商品取引清算機関の他の役員又は従業員と共同して当該金融商品取引清算機関の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該金融商品取引清算機関が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした金融商品取引清算機関の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。）

四　相続人が相続財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五　金融商品取引清算機関が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権

（対象議決権保有届出書の提出等）

第八条　法第百五十六条の五の三第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式により作成した対象議決権保有届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　法第百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式に定める事項とする。

（財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実）

第九条　法第百五十六条の五の五第一項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該金融商品取引清算機関の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二　金融商品取引清算機関に対して重要な融資を行っていること。

三　金融商品取引清算機関に対して重要な技術を提供していること。

四　金融商品取引清算機関との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五　その他金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。